

## 暴力団排除アドバイザー業務要領の制定について

平成23年 8 月 30 日  
例規（警・捜四）第 28 号  
警察本部 警務部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を次のとおり制定し、平成23年9月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

命に依り通達する。

### 記

#### 1 目的

この要領は、千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、千葉県警察が雇用する暴力団排除アドバイザーの業務に関し、囑託の取扱いに関する訓令（平成2年本部訓令第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 暴力団排除アドバイザーの名称

暴力団排除アドバイザーの業務上の名称は、「千葉県警察暴力団排除アドバイザー」とする。

#### 3 業務の内容

暴力団排除アドバイザーの業務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第12条に規定する業務
- (2) 関係機関・団体との連絡又は調整
- (3) その他前記(1)及び(2)に付随する業務

#### 4 業務の準拠及び報告

- (1) 業務は、あらかじめ刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課長（以下「捜査第四課長」という。）が作成する暴力団排除アドバイザー業務予定表（別記第1号様式）に基づき行うものとする。
- (2) 所属長は、暴力団排除アドバイザーの派遣を要請する場合には、暴力団排除アドバイザー派遣申請書（別記第2号様式）により捜査第四課長に申請するものとする。
- (3) 暴力団排除アドバイザーは、前3の業務を行った場合においては、暴力団排除措置等結果報告書（別記第3号様式）を作成し、捜査第四課長に報告するものとする。

#### 5 勤務状況の整理

勤務時間の管理は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号）に定める「勤務整理簿」によるものとする。

#### 6 身分証明

身分の証明は、千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成10年本部訓令第6号）に定める「身分証明書」によるものとする。

#### 7 業務推進上の配意事項

暴力団排除アドバイザーは、業務を推進するに当たり、次の事項に配意するものとする。

する。

(1) 事案の内容を的確に判断し、迅速適切に措置すること。

(2) 業務を効率的に推進するため、刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課員及び署の刑事(第二)課員又は刑事生活安全課員並びに千葉県暴力追放運動推進センターと緊密な連携を図ること。

(3) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

以下様式省略